

反論書

平成 24年 3月 30日

向日市長 久嶋 務 様

審査請求人 住所 京都府向日市上植野町堂ノ前5-3
イトーピア向日マンションC-432
氏名 杉谷 伸夫
年齢 57歳

1. 反論の趣旨

市議会議員は、議会を通して、あるいは議員として与えられた権限によって、市民生活に関する様々な情報を入手できる立場にあります。そして市民の皆さんに、これらの情報を伝え、意見をお聞きし、議会に反映させることは議員の大切な仕事です。市議会議員がおこない、市民のみならず誰もが参加できる議会報告会（議員報告会）は、こうした市議会議員としての責務を果たすために必要であるのみならず、主権者である市民のみならず、自らのまちの情報を知る権利に応えるために重要なものです。大切なことは、市民誰もが参加できるということであり、そのために報告会は公的な施設で開催することが望ましく、他市では公民館等で普通に行われています。

ところが向日市では、公民館を議員がおこなう議会報告会に使用することを、市民会館を除く6つの公民館、6つのコミュニティーセンターのすべてで許可していません。こうした実態は、議員としての職責を果たす上で大きな制約であるのみならず、主権者である市民の「知る権利」を侵害していると考え、今回公民館の使用不許可処分に対して不服審査請求をおこなったものです。

公民館は、社会教育法に定められた、市民の社会教育に関する事業をおこなう公の施設です。教育基本法第14条には、「政治教育」として、「良識ある公民として必要な政治的教養」を尊重することがうたわれており、市民が自らの住む地域や社会について学び、考え、議論し、政治に関わることは尊重されなければならない、そのための事業は、公民館の重要な事業の1つであるといえます。そうしたことから、主権者である市民が、市民代表である議員による報告会を通して地域の情報を知り、議論することは重要であり、公民館で行うことがふさわしいものです。事実、多くの自治体で公民館を使用して議員による報告会が、普通に開催されています。

また、公民館は公の施設として、市民誰もが使用することができるものであり、使用を制限するにあたっては、法律や条例に定められた明確な基準によらなければなりません。

しかるに、今回の教育委員会の不許可処分通知書ならびに、不服審査請求に対する弁明書に記載された不許可処分の理由は、①上記に示した、議員による議会報告会の公共的性格を無視し、②社会教育法第23条に定められた「公民館の運営方針」を大きく逸脱した使用制限理由であり、正当な理由に当たらないため、公民館使用の不許可処分の取り消しを求めます。

2. 反論の理由

(1) 使用不許可処分に根拠がないこと

教育委員会は弁明書において、現時点では時期尚早であり、許可できないとして、主に4つの理由を挙げていますが、すべて不許可とするべき理由に当たりません。以下、それぞれについて反論します。

①向日市公民館管理要項で、使用制限として「個人又は、政党その他の政治団体による政策の普及、宣伝、党勢拡張等の政治的活動」を規定している。3原則（営利的、政治的、宗教的な活動を排すること）が今までルールとして定着しており今後も守るべきである、との主張について

向日市公民館設置条例、向日市公民館管理運営規則には、今回の使用制限に該当する記載は無く、向日市公民館管理要項に、上記制限事項が記載されています。しかし、このように政治的活動全般を使用制限することは、公民館の管理運営の基本原則を定めた社会教育法に反するものです。すなわち、社会教育法に定められた使用制限規定は、「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」であり、「社会教育法第 23 条の解釈について」(昭和 30 年 2 月 10 日千葉県教育委員会教育長あて文部省社会教育局長回答)によると、「特定政党に貸すという事実のみをもって直ちに社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号に該当するとはいえないが、当該事業の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって社会教育の施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合、又はこれに該当しないものであっても当該使用が一般の利用とは異なった特恵的な利用若しくは特別に不利益な利用にわたるものである場合、若しくは以上の場合に該当しないものであっても特定の政党にその利用が偏するものである場合には、いずれも社会教育法第 23 条第 2 号の規定に該当すると解せられるから注意を要する。」とある通り、政治的活動全般を使用制限する内容ではありません。

社会教育法の規定を逸脱して、公民館における政治的活動全般を使用制限することはできません。このことは 3 月 22 日の向日市議会厚生文教常任委員会の審議において、「社会教育法の規定と規則・要項の規定が合致しない場合は何に基づくのか？」との議員の質問に対して、教育委員会も「基本的には国の法令に基づく」と認めている通りです。従って、使用制限すべき理由に当たるかどうかは、社会教育法に基づいて個別具体的に検討・判断すべきであり、向日市公民館管理要項の本規定をもって、直ちに議員の議会報告会を使用不許可とすることはできません。

②クラブ・サークル活動への影響が懸念される、との主張について

この問題は、使用不許可の判断基準の問題ではなく、使用にあたっての調整の問題です。

③議員の活動地盤が地域によって偏りがあるほか、議会としてのルールがない中で、結果として情報がかたよって伝わる可能性もある、との主張について

「議員の活動地盤が地域によって偏りがあり」、「結果として情報がかたよって伝わる可能性」とは、たとえば市内のある公民館が所在する地域では、A 政党の議員が多く、別の公民館が所在する地域では、B 政党の議員が多い場合のようなことでしょうか、すべての議員に対して公平・平等な使用上の取り扱いがなされるならば、向日市全体として、「社会教育法第 23 条の解釈について」(昭和 30 年 2 月 10 日千葉県教育委員会教育長あて文部省社会教育局長回答)でいう「特定の政党にその利用が偏するもの」には当たらないというべきです。また市民の権利を制限する理由は、具体的・明確でなければならず、「結果として情報がかたよって伝わる可能性」などという、憶測に基づく漠然とした理由は、制限する範囲を際限なく拡大するものであり、無効です。

また、議会としての報告会を実施する場合は、別途議会内でその実施方法、ルールについて取り決めがなされるべきですが、今回の使用申請は議会としてのものではなく、議員個人の報告会としての使用の問題ですので、議会としてのルールは関係ありません。

④各公民館窓口で個々の議員について、特定政党に属しているかどうかの判断を行うことも困難、との主張について

前項③にのべたように、申請者である議員が特定政党に属しているかどうかは、公民館の使用許可に関係ないものであり、特定政党に属しているかどうかを各公民館窓口で判断する必要はありません。

(2) 議員としての報告を行う権利や向日市民の知る権利が侵害されていること

「議員としての報告を行う権利や向日市民の知る権利が侵害されている」との私の主張に対する弁明として、以下の2つの主張がされていますが、認識が誤っていますので、以下指摘し、反論します。

①有料の貸し館である市民会館であれば従来から利用できる、との主張について

向日市は、13カ所ある公的な集会施設のうち、市民会館を除く12カ所の施設すべてで、議員による報告会を禁止しています。わずか1カ所だけを許可しているから、議員としての権利、市民の権利を侵害していないとは、とうてい言えません。

市民会館は、唯一使用可能な施設ですが、市民会館に行くまでの公共の足が無い中で、年配者や障害者にとっては、行くのは大変です。一方、地域の公民館やコミュニティーセンターなら、多くの人アクセス可能です。行きたくても行けない状態は、権利の侵害です。

②市民会館や地域住民の皆様が、広く市民を対象とした政治に関する講演会等の利用に対し許可することは原則として問題はなく、これまでから利用していただいております、との主張について

これは事実と反します。一般市民であっても政治的主張を伴うものに対しては、これまで公民館の使用は許可されませんでした。

しかし、市民の生活に関することは、すべて「政治」が関わります。たとえば「保育所の値上げをしないで!」と言えば、政治的主張になります。向日市は、こうして現在まで、市民が政治に関して、まちの政策に関して自由に情報交換し、意見を言い、議論することを、公民館だけでなく、市内13カ所の公の集会施設のうち市民会館を除くすべての施設で禁止してきたのです。

公民館は、政治的に中立でなければなりません。それは政治的意見を言わせないことではなく、どのような政治的意見・立場に対しても公平・平等に扱うことです。このような時代遅れの、市民の権利制限は一日も早く撤廃されるべきです。

以上